

答申第 794 号

情公第 2060 号

令和 6 年 9 月 26 日

神奈川県教育委員会教育長 花田 忠雄 様

神奈川県情報公開審査会  
会長 田村 達久

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 5 年 5 月 26 日付けで諮問された県立学校の不祥事案に係る文書等一部非公開の件（諮問第 898 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関である神奈川県教育委員会は、審査請求人からの令和5年2月2日付け行政文書公開請求に対して行った行政文書一部公開決定における非公開情報のうち、別表に掲げる文書⑤に含まれる非公開情報（直筆部分を除く。）を公開すべきである。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和5年2月2日付けで、神奈川県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、別表のとおり行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対して、実施機関は、令和5年2月21日付けで、別表に掲げる文書①から文書⑦を対象文書（以下「本件対象文書」という。）として特定した上で、本件対象文書のうち、文書①から文書⑥までの各行政文書に含まれる情報の一部が、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報又は同条第4号に規定する事務等に関する情報に該当することを理由として、行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和5年4月2日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分を取り消し、実施機関が非公開とした全ての情報を公開することを求める審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

- (1) 特定県立学校の不祥事案は、未だに、インターネット上で見ることのできる内容である部活動の件であり、部活動名も明らかにされている。当然、関係者等には、広く知られた事案であり、また処分の内容の重みからすると、職名等を隠す理由がないことから、本件請求内容は、原則全面的に公開されることが当然であるといえる。よって、実施機関の処分は違法であり、取り消されるべきである。
- (2) 実施機関の非公開の理由は、「公開されることにより、個人の権利利益を害するおそれがある。公平かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

がある」と述べられているのみで、具体の説明がない。説明なき処分は違法である。また、「おそれがある」ということは、あくまで実施機関の主観的判断を述べているに過ぎない。これも違法な処分といえる。

- (3) 教職員の氏名については、関係者には知られた事実であり、特定県立学校の部活動担当者名も学校資料から知ることができるものであり、隠す理由はない。
- (4) 個人の秘密、個人の私生活について、事案に密接に関係するものであれば、当然公開されるべきである。もし、私生活が影響しているということを、理由等に行っている場合は、個人の秘密や個人の私生活ということでは済まなくなっているからである。
- (5) 校長の見解等は、職務行為であることから、明らかにされるべきである。これまで、職員の違法行為を見逃していたともいえることでもあり、その理由背景は、隠すことはあってはならないからである。問題の「隠蔽」にならないためにも公表されるべきである。
- (6) 処分基準は、公表されるべきであり、処分庁の処分が適切に行われてきたか、今回の処分が適切かの判断基準を示す責任は、処分庁にある。
- (7) 今回、具体的な説明を求めた理由は、「体罰」事案の事実確認、何が起きたのか等を知るためである。問題解明のために、できる限りの詳細を知るためである。

#### 4 実施機関（担当：教育局行政課）の説明要旨

- (1) 審査請求人は、本件不祥事案は、インターネット上で具体的な内容が確認できる事案であり、懲戒処分の内容の重さを鑑みると、原則、全面的に公開されることが当然である旨主張している。教職員の体罰は、学校教育法第11条で禁止されている非違行為だが、神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準（以下「条例解釈及び運用の基準」という。）によれば、条例第5条第1号ただし書ウに規定する「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」には「人事管理上保有する、職員等の健康や休暇、身分取扱いに関する情報等は含まれない」と解され、当該情報は条例第5条第1号本文に該当するため、非公開としている。以下、審査請求人の個別

の主張について検討する。

ア 本件不祥事案に係る教職員の氏名

本件不祥事案に係る教職員（以下「当該教職員」という。）の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当し、請求対象文書は、懲戒処分等に関する文書であり、当該教職員の身分の取扱いに関して記載された情報であって、公務員の職務遂行に関して記載されたものとは認められないため、条例第5条第1号ただし書ウには該当せず、また、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、条例第5条第1号ただし書イにも該当せず、さらに、条例第5条ただし書ア及びエにも該当しないことから、非公開とした。

イ 当該教職員が担任する学年及び組、校務分掌

当該教職員が担任する学年及び組、校務分掌については、学校名が公開されており、学校要覧に記載された情報と照合することにより、特定の個人が推測できることから、条例第5条第1号本文に該当するものの、公務員の職務遂行の内容に関する情報であると認められ、条例第5条第1号ただし書ウに該当するところ、これらの情報は、公開すると、当該教職員が識別される情報と認められるため、条例第6条第2項に該当せず、これらの情報を非公開とした。

- (2) 審査請求人は、処分庁の非公開の理由として、「公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある」としているが、具体的に「害するおそれ」の内容を説明しておらず、また、「おそれがある」というのは、処分庁の推測、主観的判断を述べているに過ぎない旨主張している。

条例第5条第1号本文では、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「利益侵害情報」という。）を非公開としており、条例解釈及び運用の基準では、利益侵害情報のひとつは、「個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものであるために、公開することにより当該個人の権利利益を害するおそれがある情報」としている。以下、審査請求人の個別の主張について検討する。

ア 当該教職員に係る個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られ  
たくない情報

当該情報は、条例第5条第1号本文に該当するため、非公開としている  
が、非公開情報について、どのような記載があるのかを具体的に説明  
することは、実質的に非公開情報を公開することに等しいため、記載内  
容を説明することはできない。

イ 当該教職員、関係教職員及び校長が心情を吐露した部分、見解及び  
自己責任について述べた部分

当該教職員、関係教職員及び校長が心情を吐露した部分、見解及び  
自己責任について述べた部分は、個人の思想、心身の状況等に関する  
情報であって、個人の人格と密接に関係するものであるため、当該情  
報を公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認  
められ、条例第5条第1号本文に該当するため、非公開とした。

(3) 審査請求人は、処分基準推測事項について、非公開の理由として、「公  
平かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある」としているが、具  
体的に「支障」の内容について説明がされておらず、また、「おそれがあ  
る」というのは、処分庁の推測、主観的判断を述べているに過ぎず、処分  
庁の処分が適切に行われてきたか、当該教職員に対する処分が適切かの判  
断基準を示す責任が処分庁にあるため、公開すべきである旨主張している。

内部的な審査の基準が推測される情報を公開すると、サービス監督権者であ  
る実施機関の裁量権の適切な行使を妨げる可能性があり、今後、反復継続  
される実施機関が行う懲戒処分等の人事上の措置の検討及び実施を著しく  
困難にするおそれが認められる。

したがって、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な確保に支障を  
及ぼすおそれがある情報として、条例第5条第4号エに該当するため、非  
公開とした。

## 5 審査会の判断理由

(1) 文書①から文書⑤までの各行政文書に係る本件処分の妥当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

当審査会が確認したところ、文書①から文書④までの各行政文書は、特定県立学校で発生した懲戒処分事案（以下「本件事案」という。）の関係者からの事情聴取結果等が記録された「体罰等に関する事故報告書」又は「事情聴取概要」と題する文書であり、また、文書⑤は「自認書」と題する文書であることが認められる。

実施機関は、これらの行政文書に含まれる情報の一部（以下「本件非公開情報」という。）が、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当することを理由に非公開としている。

そこで検討すると、本件非公開情報には、本件事案の関係者が心情を吐露した部分等、それ自体では特定の個人を識別できない情報が含まれていると認められるが、各行政文書における本件非公開情報の記載形式及び記載内容を踏まえれば、それ自体で特定の個人を識別できない情報であっても、特定の個人を識別できる氏名等の情報と一体となって、条例第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報（略）」であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当するものと認められる。

#### イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

もともと、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当する情報であっても、同号ただし書アからエに規定する情報のいずれかに該当する場合は、例外的に公開対象となることから、以下、同号ただし書該当性について検討を行う。

##### (ア) 条例第5条第1号ただし書ア該当性について

本件非公開情報は、懲戒処分の関係者の個人に関する情報である以上、条例第5条第1号ただし書アに規定する「法令又は条例（略）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」に該当しないことは明らかである。よって、実施機関が、本件非公開情報を条例第5条第1号ただし書アに規定する情報には該当しないと判断したことは妥当である。

##### (イ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公に

することが予定されている情報」について例外的に公開対象とする規定である。

この点、実施機関は「懲戒処分等の公表基準」により、懲戒処分等を実施する際にいかなる内容を公表するかを定めているものの、当審査会が確認したところ、本件非公開情報には、当該公表基準において公表対象となっている情報は含まれていないものと認められた。よって、実施機関が本件非公開情報を、条例第5条第1号ただし書イに規定する情報には該当しないと判断したことは妥当である。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

条例第5条第1号ただし書ウは、「当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に関する情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分」（以下「公務員の職務遂行情報」という。）について、例外的に公開対象とする規定である。

この点、実施機関は、文書①から文書③までの各行政文書に含まれる、当該教職員が担任する学年、組及び校務分掌に係る情報（以下「本件校務関係情報」という。）が、公務員の職務遂行情報に該当すると判断しているものの、結論としては個人識別情報に該当することを理由に非公開としている。

しかし、そもそも公務員の職務遂行情報は、条例第5条第1号本文に規定する個人に関する情報に該当するにもかかわらず、その職務の公共性の観点から例外的に公開対象とするものであることから、公務員の職務遂行情報として公開対象となる情報と認定しながら条例第5条第1号本文に規定する個人識別情報に該当することを理由に非公開とすることは、矛盾した判断と言わざるを得ない。

もっとも、実施機関は、本件校務関係情報を公開すれば、学校要覧等により公表されている情報と照合することにより、特定の個人が推測できる旨の説明もしている。当審査会が確認したところ、本件校務関係情報は、実施機関の記者発表内容や学校要覧で公表されている情報と照らし合わせることで、本件事案で懲戒処分の対象となった教職

員を特定し得る情報であると認められた。そのため、一般的な校務関係情報は公務員の職務遂行情報と認められるものの、本件校務関係情報は、特定の公務員の懲戒処分に関わる情報で公務員としての立場を離れた個人としての評価に関わる性質を有するものであることから、公務員の職務遂行情報には含まれない情報であると認められる。よって、本件校務関係情報は公務員の職務遂行情報には該当せず、条例第5条第1号本文に規定する個人識別情報と認められるため、実施機関が本件校務関係情報を非公開としたことは結論として妥当である。

(エ) 条例第5条第1号ただし書エ該当性について

条例第5条第1号ただし書エは、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」について、例外的に公開対象とする規定であるが、本件において当該規定が定める要件に該当する事情は認められないことから、実施機関が本件非公開情報を当該規定の定める情報に該当しないと判断したことは妥当である。

ウ 条例第6条の規定に基づく部分公開義務について

上記(1)アのとおり本件非公開情報は一体として、条例第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報（略）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当すると認められるが、条例第6条第2項は、「公開請求に係る行政文書に前条第1号に該当する情報（特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定し、実施機関に部分公開の義務を課している。

そこで以下では、本件における部分公開義務の有無を検討する。

(ア) 文書①から文書④について

文書①から文書④に含まれる本件非公開情報から、個人の氏名といった、それ自体で特定の個人が識別され、又は識別され得ることと

なる記述を除くことにより、本件事案の関係者が本件事案に係る心情を吐露した部分や見解等（以下「心情吐露情報」という。）が残る。そして、懲戒処分事案という本件事案の性質を踏まえると、心情吐露情報が、条例解釈及び運用の基準において利益侵害情報とされている「個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に係るもの」に該当することは否定し難い。よって、心情吐露情報の公開は、条例第6条第2項に規定する「公開しても、個人の権利利益を害するおそれがないと認められるとき」との要件に該当しないことから、実施機関が心情吐露情報を部分公開しなかったことは妥当である。

(イ) 文書⑤について

当審査会が確認したところ、文書⑤に含まれる本件非公開情報には、直筆部分と直筆以外の部分が認められる。そこで以下、直筆部分と直筆以外の部分を分けて、部分公開義務の有無を検討する。

a 直筆部分について

条例解釈及び運用の基準は、直筆文書における筆跡の条例第5条第1号本文該当性について「筆跡から特定の個人を識別するためには、筆跡鑑定を行う必要があることから、一般的には容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別できるものとはいえない。」としている。

しかし、いまだ教職員が生徒の前での板書や試験の採点等で直筆により業務が行われることが少なくない学校現場の特殊実情を踏まえると、本件においては、筆跡鑑定によらずとも、直筆部分の公開が当該教職員の特定につながるおそれがあることは否定し難い。

よって、上記のとおり、条例解釈及び運用の基準においては、筆跡が一般的には筆跡鑑定によらなければ特定の個人を識別できない情報であるとしているが、本件においては、学校現場の特殊事情を踏まえ、直筆部分は、条例第6条第2項の規定に基づく部分公開の対象からは除外されることになる「特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等」に該当するものとして、実施機関が

これを部分公開しなかったことは妥当である。

b 直筆以外の部分について

当審査会が確認したところ、文書⑤に含まれる本件非公開情報のうち、直筆以外の部分は、文書①から文書④までの各行政文書で公開されている情報であると認められる。そして、当該部分に含まれる情報は、「特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等」には該当せず、かつ、これを公開しても「個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる」（条例第6条第2項）ことから、実施機関はこれを部分公開すべきである。

(ウ) 小括

以上のことから、実施機関は、文書⑤に含まれる本件非公開情報のうち、直筆部分について非公開としたことは妥当であるが、直筆以外の部分は公開すべきである。

(2) 文書⑥に係る本件処分の妥当性について

実施機関は、文書⑥中の「処分理由（事故の概要）」欄及び「処分の程度」欄に記された情報を「処分基準推測事項」と称して、条例第5条第4号エに規定する「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」のある情報に該当すると判断している。

当該情報を非公開とした理由について、当審査会が実施機関に確認したところ、「内部的な審査の基準には、処分の適否・軽重を判断する要素が含まれ、これが公開されることにより、処分対象者が、自らの処分の軽減を図るため、過去の類似事案で示された軽減事由に沿って脚色した供述を行ったりするなどし、その結果、適切な事実認定ができず、実施機関に与えられた裁量権の適切な行使が妨げられるおそれがある」とのことであった。

そこで検討すると、文書⑥中の「処分理由（事故の概要）」欄には、懲戒処分の原因となった事実の記載、「処分の程度」欄には懲戒処分の処分量定に係る記載がそれぞれ認められ、その記載内容を踏まえると、これを公開することにより上記実施機関の説明するような事態を招くおそれがあることは否定できない。

以上のことから、実施機関が「処分基準推測事項」を条例第5条第4号エに規定する「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」のある情報に該当すると判断したことは妥当である。

## 6 附言

当審査会が本件処分に係る行政文書一部公開決定通知書を確認したところ、実施機関が条例第5条第1号及び同条第4号に該当すると判断した理由の記載が、単なる条文の引用にとどまるものとなっており、各号に該当すると判断した具体的な理由の記載が認められなかった。

かかる理由付記は、実施機関に非公開理由の付記を義務付けた条例第10条第3項の趣旨、すなわち、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、その審査請求に便宜を与えるという趣旨に反するものといわざるを得ない。

今後、実施機関が行政文書公開請求に対して非公開決定を行うにあたっては、条例第10条第3項の上記趣旨を踏まえ、条例上の非公開情報に該当すると判断した具体的な理由を付記することを徹底するようここに附言する。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別表

請 求 内 容	項 番	対 象 文 書
特定日付け特定県立学校教員等の懲戒処分について	文書①	体罰等に関する事故報告書
	文書②	事情聴取概要①
	文書③	事情聴取概要②
	文書④	事情聴取概要③
	文書⑤	自認書
	文書⑥	人事考査委員会・審査結果 (行政部所管)
生徒の就職試験における不適切事例について	文書⑦	行政課で把握した統一応募用紙の趣旨に反する事案

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年5月26日 (收受)	○ 諮問
令和6年1月9日	○ 行政不服審査法第31条の規定に基づく口頭意見陳述の実施に係る通知（条例施行規則第14条）
令和6年2月28日	○ 諮問実施機関からの条例第20条第3項の規定に基づく資料の提出
令和6年7月25日 (第240回部会)	○ 審議
令和6年8月29日 (第241回部会)	○ 審議
令和6年9月20日 (第242回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
小 沢 奈 々	横浜国立大学教育学部准教授	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(令和6年9月26日現在) (五十音順)